

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

公安委員会

○宮城県警察組織規則の1部を改正する規則

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第1号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月7日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（課等の設置）			（課等の設置）		
第3条 警察本部の次表左欄に掲げる部に当該右欄に掲げる課等を置く。			第3条 警察本部の次表左欄に掲げる部に当該右欄に掲げる課等を置く。		
部	課	等	部	課	等
	(略)			(略)	
				(略)	
	鑑	識		鑑	識
		課			課
				捜査支援分析	課
刑 事 部		(略)	刑 事 部		(略)

課	組織犯罪対策課
課	暴力団対策課
課	銃器薬物対策課
(略)	(略)

2 (略)

3 警察本部の課等の名称には、宮城県警察本部及び当該部名を冠する。ただし、組織犯罪対策課、暴力団対策課及び銃器薬物対策課の名称には、本文に掲げるものとは組織犯罪対策局を冠するものとし、機動捜ら隊、鉄道警察隊、機動捜査隊、科学捜査研究所、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊の名称には、宮城県警察を冠するものとする。

4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組 織
(略)	(略)
少 年 課	少年サポートセンター さんだい
地 域 課	宮城県警察地域指導室
刑事総務課	宮城県警察情報分析支援 室
(略)	(略)
組織犯罪対策課	宮城県警察特殊詐欺対策 室
組織犯罪対策課	宮城県警察通訳センター
暴力団対策課	宮城県警察暴力特別捜査 隊
(略)	(略)
警 備 課	宮城県警察災害対策室

課	組織犯罪対策第一課
課	組織犯罪対策第二課
(略)	(略)

2 (略)

3 警察本部の課等の名称には、宮城県警察本部及び当該部名を冠する。ただし、組織犯罪対策第一課及び組織犯罪対策第二課の名称には、本文に掲げるものとは組織犯罪対策局を冠するものとし、機動捜ら隊、鉄道警察隊、機動捜査隊、科学捜査研究所、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊の名称には、宮城県警察を冠するものとする。

4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組 織
(略)	(略)
少 年 課	宮城県警察少年サポート センター
(略)	(略)
組織犯罪対策第一課	宮城県警察暴力特別捜査 隊
組織犯罪対策第二課	宮城県警察特殊詐欺対策 室
組織犯罪対策第二課	宮城県警察通訳センター
(略)	(略)
警 備 課	宮城県警察警備警護室 宮城県警察災害対策室

(略)

(略)

- 5・6 (略)
- 第3条の2～第5条の2 (略)
- (生活安全部の課等の所掌事務)
- 第6条 生活安全部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- 生活安全企画課
- (1)～(5) (略)
- (6) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の施行に關すること(生活環境課及び銃器薬物対策課)の所掌に屬するものを除く。
- (7) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行に關すること(生活環境課及び銃器薬物対策課)の所掌に屬するものを除く。
- (8)～(15) (略)
- 県民安全対策課 (略)
- 少年課
- (1)～(8) (略)
- (9) 少年事件特別捜査隊及び少年サポートセンターの運営に關すること。
- 生活環境課
- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法で定める犯罪の取締りに關すること(銃器薬物対策課)の所掌に屬するものを除く。
- (2)・(3) (略)
- (4) 保健衛生関係事犯の取締りに關すること(銃器薬物対策課)の所掌に屬するものを除く。
- (5)～(12) (略)
- サイバー犯罪対策課 (略)
- (地域部の課等の所掌事務)
- 第6条の2 地域部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- 地域課
- (1)～(10) (略)

- 5・6 (略)
- 第3条の2～第5条の2 (略)
- (生活安全部の課等の所掌事務)
- 第6条 生活安全部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- 生活安全企画課
- (1)～(5) (略)
- (6) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の施行に關すること(生活環境課及び組織犯罪対策第二課)の所掌に屬するものを除く。
- (7) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行に關すること(生活環境課及び組織犯罪対策第二課)の所掌に屬するものを除く。
- (8)～(15) (略)
- 県民安全対策課 (略)
- 少年課
- (1)～(8) (略)
- (9) 少年事件特別捜査隊及び少年サポートセンターの運営に關すること。
- 生活環境課
- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法で定める犯罪の取締りに關すること(組織犯罪対策第二課)の所掌に屬するものを除く。
- (2)・(3) (略)
- (4) 保健衛生関係事犯の取締りに關すること(組織犯罪対策第二課)の所掌に屬するものを除く。
- (5)～(12) (略)
- サイバー犯罪対策課 (略)
- (地域部の課等の所掌事務)
- 第6条の2 地域部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- 地域課
- (1)～(10) (略)

(11) 地域指導室の運営に關すること。

通信指令課～鉄道警察隊 (略)

通信指令課～鉄道警察隊 (略)

第7条 刑事部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

第7条 刑事部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

刑事総務課

刑事総務課

(1)～(5) (略)

(1)～(5) (略)

(6) 犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析に關すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に屬しないこと。

(7) 犯罪統計に關すること。

捜査第一課・捜査第二課 (略)

(8) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に屬しないこと。

(1)・(2) (略)

(9) 捜査分析支援室の運営に關すること。

捜査第三課

捜査第一課

捜査第三課

(1)・(2) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 犯罪手口に關すること。

鑑識課 (略)

鑑識課 (略)

捜査支援分析課

捜査第三課

(1) 犯罪統計に關すること。

(2) 犯罪手口に關すること。

(2) 犯罪手口に關すること。

(3) 犯罪捜査のための情報収集に關すること。

(3) 犯罪捜査のための情報収集に關すること。

(4) 犯罪捜査の支援に關すること。

(4) 犯罪捜査の支援に關すること。

(5) 犯罪捜査に必要な情報の総合的な分析に關すること。

(5) 犯罪捜査に必要な情報の総合的な分析に關すること。

機動捜査隊・科学捜査研究所

機動捜査隊・科学捜査研究所

組織犯罪対策課

組織犯罪対策第一課

(1)～(3) (略)

(1)～(3) (略)

(4) 組織犯罪の取締りに關すること(他の課等の所掌に屬するものを除く)。

(4) 国際捜査共助に關すること。

(5) (略)

(5) (略)

(6) 外国人による犯罪(第4号に掲げる犯罪を除く)の取締りに關すること(他の課等の所掌に屬するものを除く)。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止一般に關すること。

(7) 国際捜査共助に關すること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に關する法律(平成3年法律第77号)の施行に關すること。

(8) 翻訳及び通訳に關すること。

(8) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)の施行に關すること。

(9) 特殊詐欺対策室及び通訳センターの運

(9) 暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ

管に関する事。

暴力団対策課

(1) 暴力団に係る犯罪の取締り等に関する事。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する事。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の施行に関する事。

(4) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)の施行に関する事。

(5) 暴力特別捜査隊の運営に関する事。
銃器薬物対策課
(1)～(3) (略)

第8条 (略)

(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
公安課 (略)
警備課
(1)～(3) (略)

(4) 特定物質(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。)及び特定病原体等(感染症の子防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第19項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。)を使用したテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政

(SNSを通じた線やかな結び付きで、離合集散を繰り返す犯行グループをいう。以下同じ。)の組織犯罪の取締りに関する事。
(10) 暴力特別捜査隊及び特殊詐欺対策室の運営に関する事。

(11) 災害対策室及び航空隊の運営に関する事。
外事課
(1)～(6) (略)

(7) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)の施行に関する事。
機動隊 (略)
(8) (略)

(9) 組織犯罪対策第二課
(1)～(3) (略)

(4) 外国人による犯罪の取締りに関する事(他の課等の所掌に属するものを除く。)

(5) 翻訳及び通訳に関する事。
(6) 通訳センターの運営に関する事。

第8条 (略)

(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
公安課 (略)
警備課
(1)～(3) (略)

(4) 特定物質(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。)及び特定病原体等(感染症の子防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第21項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。)を使用したテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政

治上その他の主義主張に基づき暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。)が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関する事。
(5)～(11) (略)

(12) 災害対策室及び航空隊の運営に関する事。
外事課
(1)～(6) (略)

(7) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)の施行に関する事。
機動隊 (略)
(8) (略)

(9) 組織犯罪対策局の分掌事務
第10条 組織犯罪対策局は、第7条に規定する事務のうち、組織犯罪対策課、暴力団対策課及び銃器薬物対策課に関する事務を分掌する。

第11条～第16条 (略)
(警察本部の職及び職務)

第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組織	職	職務	階級
組織犯罪対策	組織犯罪捜査指導	組織犯罪対策課長の命を受け、組織犯罪の捜査、対策等に関する事務を掌理し、組織犯罪対策課長を補佐する。ただし、組織犯罪対策局長	(略)

治上その他の主義主張に基づき暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。)が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関する事。
(5)～(11) (略)

(12) 警備課、災害対策室及び航空隊の運営に関する事。
外事課
(1)～(6) (略)

(7) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)の施行に関する事。
機動隊 (略)
(8) (略)

(9) 組織犯罪対策局の分掌事務
第10条 組織犯罪対策局は、第7条に規定する事務のうち、組織犯罪対策第一課及び組織犯罪対策第二課に関する事務を分掌する。

第11条～第16条 (略)
(警察本部の職及び職務)

第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組織	職	職務	階級
組織犯罪対策	暴力団対策指導官	組織犯罪対策第一課長の命を受け、暴力団対策並びに暴力団及び匿名・流動型犯罪グループによる犯罪の捜査に関する事務を掌理し、組織	(略)

<p>課</p>	<p>官</p>	<p>から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、組織犯罪対策局長を補佐する。</p>	<p>暴力団対策課長の命を受け、暴力団対策及び暴力団による犯罪の捜査に関する事務を掌理し、暴力団対策課長を補佐する。</p>
<p>暴力団対策課</p>	<p>暴力団対策指導官</p>	<p>ただし、組織犯罪対策局長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、組織犯罪対策局長を補佐する。</p>	<p>暴力団対策課長の命を受け、暴力団対策及び暴力団による犯罪の捜査に関する事務を掌理し、暴力団対策課長を補佐する。</p>
<p>銃器薬物対策課</p>	<p>銃器薬物捜査指導官</p>	<p>銃器薬物対策課長の命を受け、銃器及び薬物、事犯の取締りに関する事務を掌理し、銃器薬物対策課長を補佐する。ただし、組織犯罪対策局長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、組織犯罪対策局長を補佐する。</p>	<p>銃器薬物対策課長の命を受け、銃器及び薬物、事犯の取締りに関する事務を掌理し、銃器薬物対策課長を補佐する。</p>
<p>第一課</p>	<p>組織犯罪捜査指導官</p>	<p>犯罪対策第一課長を補佐する。ただし、組織犯罪対策局長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、組織犯罪対策局長を補佐する。</p>	<p>組織犯罪対策第二課長を補佐する。ただし、組織犯罪対策局長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、組織犯罪対策局長を補佐する。</p>
<p>組織犯罪対策第二課</p>	<p>組織犯罪捜査指導官</p>	<p>組織犯罪対策第二課長の命を受け、銃器事犯、薬物事犯及び外国人による犯罪の取締りに関する事務を掌理し、組織犯罪対策第二課長を補佐する。ただし、組織犯罪対策局長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、組織犯罪対策局長を補佐する。</p>	<p>組織犯罪対策第二課長の命を受け、銃器事犯、薬物事犯及び外国人による犯罪の取締りに関する事務を掌理し、組織犯罪対策第二課長を補佐する。</p>
<p>警備課</p>	<p>警備警護対策官</p>	<p>警備課長の命を受け、警備警護に関する事務を掌理し、警備課長を補佐する。ただし、警備部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警備部長を補佐する。</p>	<p>警備課長の命を受け、警備警護に関する事務を掌理し、警備課長を補佐する。</p>
<p>捜査第二課</p>	<p>被害者連絡調整官</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>捜査第三課</p>	<p>捜査支援分析課</p>	<p>捜査第三課長の命を受け、組織的窃盗犯の捜査に関する事務を整理し、捜査第三課長を補佐する。</p>	<p>捜査第三課長の命を受け、組織的窃盗犯の捜査に関する事務を整理し、捜査第三課長を補佐する。</p>
<p>捜査第三課</p>	<p>被害者連絡調整官</p>	<p>捜査支援分析課長の命を受け、必要な支援及び総合的な分析に関する事務を整理し、捜査支援分析課長を補佐する。</p>	<p>捜査支援分析課長の命を受け、必要な支援及び総合的な分析に関する事務を整理し、捜査支援分析課長を補佐する。</p>
<p>交通指導課</p>	<p>交通事故事件捜査</p>	<p>交通指導課長の命を受け、適正な交通事故事件捜査に関する</p>	<p>交通指導課長の命を受け、適正な交通事故事件捜査に関する</p>

対策官	事務を整理し、 交通指導課長を 補佐する。
(略)	(略)
(略)	(略)

対策官	事務を整理し、 交通指導課長を 補佐する。
(略)	(略)
(略)	(略)

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊、宮城県警察暴力特別捜査隊及び宮城県警察航空隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調へ監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察高齢運転者等支援室、宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、少年サポートセンターせんだい、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3～11 (略)

第17条の2 (略)
(警察署の職制)

第18条 (略)

2 警察署には、署長のほか、所要の職を置き、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊、宮城県警察暴力特別捜査隊及び宮城県警察航空隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調へ監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察高齢運転者等支援室、宮城県警察警備護室、宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察少年サポートセンター、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3～11 (略)

第17条の2 (略)
(警察署の職制)

第18条 (略)

2 警察署には、署長のほか、所要の職を置き、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

職	職	務	階級
(略)	(略)	(略)	(略)

職	職	務	階級
(略)	(略)	(略)	(略)

課長	上司の命を受け、警察署の課の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。ただし、会計課長にあっては、上司の命を受け、警察署における警察本部警務部警務課（警察職員の給与に関することに限る。）の所掌事務についてでも整理し、上司を補佐する。	警部 又は 警部 補
課長代理	上司の命を受け、警察署の課の事務を整理し、課長の課の事務を整理し、課長を補佐する。	
3～9 (略)	(略)	
課長	上司の命を受け、警察署の課の事務（警務会計課にあっては、警務会計課長代理が整理する一部事務を除く。）を整理し、部下職員を指揮監督する。ただし、会計課長にあっては、上司の命を受け、警察署における警察本部警務部警務課（警察職員の給与に関することに限る。）の所掌事務についてでも整理し、上司を補佐する。	警部 又は 警部 補
課長代理	上司の命を受け、警察署の課の事務を整理し、課長の課の事務を整理し、警務会計課長代理にあっては、本部長が別に定めるところにより、警務会計課長に代わって、一部事務について整理し、部下職員を指揮監督する。	
3～9 (略)	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定（捜査第三課の項を加える部分及び交通指導課の項を改正する部分に限る。）は、令和6年3月22日から施行する。（宮城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則の一部改正）

2 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則（平成27年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(立入調査等を行う警察職員) 第2条 条例第16条第3項に規定する公安委員会規則で定める警察職員は、刑事部組織犯罪対策局長が刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課の職員及び警察署の職員の中から、それぞれ指定するものとする。</p>	<p>(立入調査等を行う警察職員) 第2条 条例第16条第3項に規定する公安委員会規則で定める警察職員は、刑事部組織犯罪対策局長が刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第二課の職員及び警察署の職員の中から、それぞれ指定するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

--	--